

京都市会における議員定数と議員報酬に関する意見書  
概要版

立命館大学  
駒林良則

<背景的状况>

- 議員定数の上限が撤廃されたことにより、各議会は自由に定数を設定できるようになった。
- 議会基本条例の制定の意義は当該議会のあり方を示すことにあるが、当該議会の将来像が決まってから議員定数及び議員報酬額の議論がなされるべきである。

<京都市会の議員定数について>

- 筆者は妥当な議員定数を示すだけの定見はないので、京都市会の現在の議員定数 69 人の妥当性について検討する。
- 議会機能を維持かつ充実すること、また政令市という大都市としての特性を考慮すると、京都市会において最低必要な議員数は、61 人[50 人（常任委員会数 5 × 委員数 10 人） + 11 人（京都市 11 行政区の代表性を加味）]程度であろう。現在の定数である 69 人は他の政令市議会との比較でも決して多過ぎることはないが、仮に削減するとしても 61 人は下回らないことが望まれる。

<京都市会の議員報酬額について>

- 現行法上地方議員の法的性格が不明確なため、議員報酬を含む議員の処遇面での議論は複雑なものになっている。
- 京都市会議員の報酬月額 864000 円（減額措置後）の妥当性を判断するため、議員報酬の対象となる公務時間数についてアンケート調査を実施し、またこれと比較するために京都市長の公務時間数も調査した。その結果、公務時間数の比較では、市長を 1 としたとき、議員の平均は 0.77 となった。市長の給料月額と議員の報酬月額との比較では 0.78 であるので、近似した数字である。それゆえ、京都市会の報酬月額は市長との比較では妥当な水準といえる。
- 京都市会の議員報酬額は他の政令市議会の議員報酬額との比較でも高いということはない。もし政治的判断として減額するのであれば、本来常勤職に認められるべき期末手当を削減することが考慮されるべきであろう。

<まとめ>

議員定数及び議員報酬額を定める場合は市民の理解が必要であるが、そのためには議会活動の活性化と一層の透明化が求められる。